

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 少子高齢化の進展と石巻市の現状

少子高齢化が急激に進展するわが国では、総人口は長期の減少過程に入っている一方、高齢者人口は増加しており、団塊の世代（昭和22年～24年生まれの第1次ベビーブーム世代）が平成37年（2025年）には75歳以上となり、高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の一層の増加が見込まれることから、地域で暮らす高齢者の生活を総合的に支援する仕組みづくりが課題となっています。

石巻市においても、平成26年9月末現在、高齢者人口は43,403人、高齢化率は28.9%であり、「市民の3.5人に1人が高齢者」という状況です。また、東日本大震災の未曾有の被害により、今も多くの被災者が仮設住宅等での不自由な生活を余儀なくされています。

今後、復興公営住宅等への移転が本格化しますが、環境の変化は高齢者にとって大きな負担であり、コミュニティ意識の希薄化も加わり、閉じこもりや生活不活発状態の増加が懸念されることから、被災者が健康で安定した生活を取り戻すため継続した支援が不可欠です。

(2) 計画策定の趣旨

本市では、被災者を最後のひとりまで支え、安心した生活を取り戻していただくとともに、少子高齢化の進展を見据え、中長期的な視点で、高齢者のみならず障がいのある方や子育て世代等も対象とした「“次世代型”の地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。

2025年を見据え、要介護状態や認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医師会や歯科医師会、薬剤師会等関係機関と連携しながら、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム実現のため、「石巻市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」では、日常生活圏域ニーズ調査による高齢者のニーズ等の把握や第5期の事業計画の実績を反映し、高齢者福祉の充実と介護保険制度運営の基本となる各種サービスの見込量等を推計しています。また、医療と介護の連携を図りながら、認知症対策や介護予防の充実を推進するとともに、これまでの専門的なサービスに加え住民主体の多様なサービスの提供体制整備に取り組みます。

(3) 介護保険制度の改正

平成26年6月に、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が公布され、介護保険制度が平成27年度から改正されることとなりました。主な改正点は次のとおりです。

①地域包括ケアシステムの構築

■サービスの充実

地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実

- ・在宅医療・介護連携の推進
- ・認知症施策の推進
- ・地域ケア会議の推進
- ・生活支援サービスの充実・強化

■重点化・効率化

- ・全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し多様化

※既存の介護事業所によるサービスに加え、住民ボランティアやNPO・民間企業・協同組合等による多様なサービスの提供が可能となります。

- ・特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、在宅での生活が困難な中重度の要介護3以上に限定

※要介護1・2については、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合は特例的に入所が可能です。

②費用負担の公平化

■低所得者の保険料軽減を拡充

- ・低所得者の保険料軽減割合を段階的に実施

※軽減例として、年金収入80万円以下の場合、平成27・28年度は50%軽減から55%軽減、平成29年度は70%軽減に拡大されます。

■重点化・効率化

- ・一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ
- ・低所得者の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産等を追加

2 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の根拠法令と性格

■高齢者福祉計画

老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第20条の8に規定される計画であり、各市町村が住民に最も身近な行政主体として、地域の高齢者の需要と将来必要な福祉サービスの量を明らかにしつつ、将来必要とされるサービス提供体制の計画的な整備に関する内容等を定めます。

■介護保険事業計画

介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第117条に規定される計画であり、市町村の各年度における介護サービスの種類毎の量の見込み、介護サービスの見込み量の確保のための方策、介護サービスの円滑な提供を図るための事業やその他保険給付の円滑な実施のための必要な事項等を定めます。

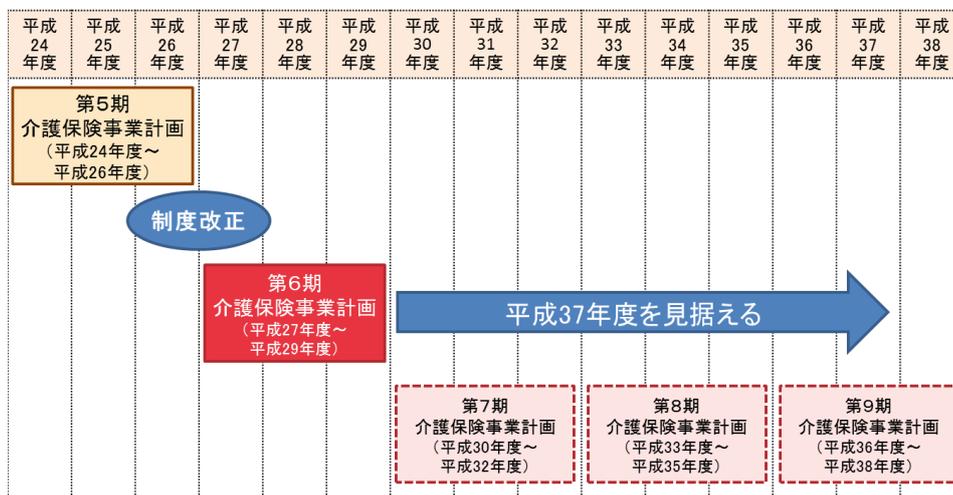
(2) 他の計画等との関係

本計画は、本市のまちづくりの基本計画である石巻市総合計画の部門別計画として位置づけ、国の指針をはじめ、宮城県の地域医療計画、医療費適正化計画、高齢者居住安定確保計画等の内容を踏まえた上で、本市の保健福祉施策を統括する地域福祉計画をはじめ、健康増進計画等高齢者福祉に関わりのある諸計画との整合性を図りながら策定しています。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3か年とします。

本計画は、平成37年度に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しながら、在宅医療と介護の連携等を強化していきます。



3 計画の策定体制

高齢者に対する福祉施策や介護サービスのあり方については、高齢者だけでなく広く住民の意見やニーズを把握し、できる限り計画に反映していく必要があります。

そこで、本計画の策定にあたり、以下のような取り組みを行いました。

(1) 石巻市介護保険運営審議会による審議

石巻市介護保険条例（平成17年石巻市条例第165号）第14条に基づく市長の諮問機関である「石巻市介護保険運営審議会」において、計画内容についての審議を行いました。

同審議会は、被保険者を代表する者（7人）、介護に関する学識又は経験を有する者（3人）、介護サービスに関する事業に従事する者（7人）の計17人で構成され、保健・医療・福祉の関係者のほか、学識経験者、地域団体の代表、さらには地域住民の方を含め、多様な立場の方々に委員として参画いただき、多様な見地から計画案を審議していただきました。

(2) アンケート調査の実施

本市の高齢者の心身の状況や健康状態、日常生活の状況等をうかがい、調査結果を計画づくりの参考とするためアンケート調査を実施しました。

調査の結果は、認定者数の推計のほか、介護予防事業や福祉サービス、介護サービス等の見込みに活用しました。

■日常生活圏域ニーズ調査

- 対象地域 市全域
- 対象者 ①65歳以上の一般高齢者
②要支援・要介護認定者
③施設入所者
④介護事業者
- 調査方法 郵送配布・回収
- 調査期間 平成26年2月20日～平成26年3月7日
- 配布・回収

対象	配付数	回収数	有効		未回収 票数	回収率
			有効	無効		
①一般高齢者	1,300	837	837	0	463	64.4%
②要支援・ 要介護認定者	1,200	713	713	0	487	59.4%
③施設入所者	500	278	278	0	222	55.6%
④介護事業者	100	71	71	0	29	71.0%

(3) パブリックコメントの実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するために、計画案の内容等を公表するパブリックコメントを平成26年12月に実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

4 計画の進行管理

本計画は、具体的な事業を計画する期間は平成27年度から平成29年度までの3か年の計画ですが、平成32年、平成37年を見据えた中長期的な計画の最終段階の計画という性格も有しているため、計画の最終年度となる平成29年度には、第6期計画期間の評価だけでなく、中長期的な視点も踏まえて計画の見直しを図り、新たな3か年計画（平成30年度から平成32年度）を策定することになります。

そのため、計画の評価・見直しにあたっては、平成29年度における目標値をはじめ、計画期間におけるサービスの計画値と利用実績値、介護予防効果の実績、アンケート調査結果等、具体的な指標をできる限り活用した評価に努め、その結果を第7期計画に反映させます。